

## 御杖村小水力発電事業性評価業務公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

御杖村小水力発電事業性評価業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により専門的な知識や経験等を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務内容

#### (1) 委託件名

御杖村小水力発電事業性評価業務

#### (2) 業務仕様

「御杖村小水力発電事業性評価業務における業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

#### (3) 委託期間

契約日締結日から令和9年1月29日まで

#### (4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### 3. 契約上限額

4,565,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 4. 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 令和8・9年度御杖村競争入札参加資格名簿に、ウ. 役務の提供等・営業品目「調査・研究」で登録があること。ただし、未登録の場合は令和8年6月8日（月）までに必要書類を添えて提出してください。

提出場所 御杖村出納室

〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地

TEL 0745-95-2001

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加資格停止措置要領による入札停止措置期間中ではない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 御杖村暴力団排除条例（平成23年12月14日条例第15号）に該当する者でないこと。
- (6) 国税、地方税等を滞納していないこと。

- (7) 本プロポーザルに参加する他の者に、下請け・協力会社等として重複参加していない者であること。
- (8) 仕様書に基づき本業務を履行するノウハウ・専門技術者等、十分な業務遂行能力・実績を有し、かつ本業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- (9) 過去3年間に国又は地方公共団体と本業務と同等程度の業務について受託実績を有すること。
- (10) 本業務の実施にあたり、本村との連絡調整や打合せなどに、迅速かつ的確に対応できる責任担当者を配置できる者であること。

#### 5. 質問書及び質問に対する回答

企画提案書等の作成について質問がある場合は、質問・回答書（様式1）の質問欄に内容を簡潔に記載し、下記期日までに提出すること。

##### (1) 提出期限及び提出先

令和8年6月8日（月）17時までに、事務担当課へ電子メールにて提出すること。

##### (2) 回答方法

上記期限までに提出のあったもののみ随時回答することとし、電子メールにより行う。また、質問及び回答の内容を全応募事業者に周知する。

##### (3) 質疑書提出先

御杖村住民生活課 メール：jumin@vill.mitsue.lg.jp

#### 6. 参加申込等

本業務におけるプロポーザルへの参加を希望する者は、次の期日までに下記書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和8年6月19日（金）17時まで

(2) 提出方法 郵送（当日消印有効）又は持参により提出すること。

※持参の場合の提出可能時間は午前8時30分から午後5時まで（土日を除く。）とする。

(3) 提出場所 御杖村住民生活課

〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地

TEL 0745-95-2001

Fax 0745-95-6800

Mail jumin@vill.mitsue.lg.jp

##### (4) 提出書類

- ① 参加表明書（様式2） 1部
- ② 宣誓書（様式3） 1部
- ③ 企画提案書（任意様式 A4縦） 6部
- ④ 見積書（様式4） 6部

- ⑤ 委託業務実施体制表（任意様式 A4縦） 6部
- ⑥ 委託業務工程表（任意様式 A4横） 6部
- ⑦ 業務実績書（様式5） 6部

## 7. 評価委員会によるプレゼンテーション審査

提案者プレゼンテーションは、事業者ごとに企画提案書をもとに行うものとし、次により実施する。

- (1) 日 時 令和8年6月29日（月）午後 時間は別途通知
- (2) 場 所 御杖村役場 3階会議室
- (3) 説明者 3名以内
- (4) 説明時間 提案者プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度

## 8. 事業者の選定

庁内に設置される選定委員会において、提案者プレゼンテーション及び企画提案書の内容により、選定委員会が定める評価基準に基づく総合的な審査のもと、最も優秀な事業者を委託業者に選定する。

審査の結果については、令和8年7月2日に全ての提案者に書面にて通知する。なお、審査の経緯及びその内容に関しては電話、文書での問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) プレゼンテーション時において、プロジェクター及びスクリーンは御杖村にて準備を行う。それ以外の機材を使用する場合は事前に連絡すること。
- (3) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本村が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

## 10. 契約・その他

### (1) 業務委託契約

#### ①契約の締結

本プロポーザルの審査の結果、最適な契約先相手として選定された契約候補者と本村において協議を行った上で契約手続きを行う。

## ②契約に係る業務内容

契約候補者の企画提案書の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約候補者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

### 1 1. 実施スケジュール

内 容	期 間 等
公募開始日	令和8年 6月 1日 (月) ※御杖村ホームページ上で公開する。
質問書の受付期限	令和8年 6月 8日 (月)
参加表明書等の提出期限	令和8年 6月19日 (金)
審査 (プレゼンテーション)	令和8年 6月29日 (月)
委託候補者選定結果通知	令和8年 7月 2日 (木)
委託契約締結	令和8年 7月上旬 (予定)

### 1 2. その他

- (1) 緊急やむを得ない事情により、プロポーザル審査を中断し、又は延期を行う場合がある。
- (2) 企画提案審査の結果は、優先交渉者決定後に御杖村ホームページへの掲載により公表する。
- (3) 受託者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。委託契約期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、当該契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (5) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (6) 本プロポーザル及び委託契約の締結に使用する言語は日本語、使用する通貨は日本国通貨とする。

### 1 3. 本件の担当者

御杖村住民生活課 担当：仲子

〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野 368 番地

T E L : 0745-95-2001 (内線 110) F A X : 0745-95-6800